

10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

施策展開の方向性②⑤

教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します

【施策の必要性】

学校を取り巻く課題が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の趣旨の実現など、学校教育の更なる充実が求められており、教員の長時間労働の実態は看過できない状況となっています。このことは児童・生徒の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。

このような状況を打破するためには、業務改善やICT化の推進、学校を支える人員体制の確保などの多様な取組を複合的に実施することが必要です。教員の負担軽減を図ることは、教員の長時間労働の改善はもとより、教員の職の魅力を高めることにもつながるなど、教育の質の向上という点において大変重要です。

1 学校を支える人員体制の確保（人事部・指導部）

- (1) 70歳まで働こうキャンペーン ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

教科指導等のノウハウを有する教員OB等を一層活用し、教育の質の維持向上を図るため、定年退職後70歳まで働く意欲を醸成するキャンペーンを実施する。

- (2) 教員の校務負担軽減のための新たな時数軽減

豊富な知識と経験を有する教員OB等を活用し、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減する。

- (3) 小学校における英語教育に関する指導体制の整備（再掲）

英語指導の専門性の確保や新学習指導要領の実施に伴う教員の負担増加に対応するため、22学級以上の大規模な学校に英語の専科指導教員を配置し、それ以外の学校には英語を専門的に指導するための講師時数を措置する。

- (4) 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）

副校長の負担を軽減し、学校経営に集中できる環境を整備するため、副校長を直接補佐する会計年度任用職員を配置する「学校マネジメント強化モデル事業」を平成29年度から実施している。

学校に配置された会計年度任用職員は、1日当たり5時間又は7時間45分、1月当たり16日勤務し、副校長の指示の下、調査業務や服務関係の事務処理など、副校長が直接行う必要のない業務に従事する。

なお、小・中学校に配置する会計年度任用職員については、区市町村教育委員会が選考及び配置を行い、都教員委員会は財政的支援を行う。

令和2年度は、会計年度任用職員の活用事例を整理・蓄積するとともに、副校長の負担軽

減等を確認し、本事業のより効果的な活用に向けた検証を進めていく。

(5) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業

配布物の印刷等、必ずしも教員でなくてもできる業務を教員の代わりに行う会計年度任用職員を配置する区市町村教育委員会に対して、都教育委員会がその任用費用を補助するスクール・サポート・スタッフ配置支援事業を平成30年度から実施している。これにより、教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。

補助対象経費は、スクール・サポート・スタッフの雇用に係る報酬、社会保険料及び期末手当に相当する経費であり、1日6時間で週5日、年間42週の勤務を基準としている。

2 在校時間の適切な把握と意識改革の推進（人事部・地域教育支援部）

(1) 在校時間の適切な把握と活用

都立学校では、登下校時にカードリーダーで打刻を行うこと等により、教員の在校等時間を客観的に把握している。令和2年4月1日からは、「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」等に基づき、教員が業務を行う時間を把握し、業務の削減や勤務環境の整備を進めることとしている。引き続き、管理職が教員の在校等時間を適切に把握し、必要に応じて指導・助言等を行うことを通じ、メンタルケアの更なる充実や、長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスの実現を図る。

(2) 出退勤管理システムの導入支援

働き方を見直すためには、まずは全ての教職員の勤務時間を適切に把握した上で、教職員の意識改革を図っていくことが重要である。このため、平成30年度から区市町村教育委員会が教職員の在校時間把握等のために整備する出退勤管理システムの導入経費に対して支援を行っており、令和2年度も引き続き支援していく。

3 教員業務の見直しと業務改善の推進（地域教育支援部）

(1) 統合型校務支援システムの導入支援

教員の主たる業務である成績処理、通知表・指導要録、名簿管理など校務をICT化する統合型校務支援システムを導入することにより、職員全体の業務負担の軽減が可能となる。このため、平成30年度から区市町村教育委員会が統合型校務支援システムを導入する経費に対して支援を行っており、令和2年度も引き続き支援していく。

4 部活動の負担の軽減（指導部）

(1) 部活動指導員の配置・活用 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施

部活動指導員を配置し、都立学校及び公立中学校における教員の勤務負担軽減を図りながら、部活動の一層の充実を推進する。

施策展開の方向性②⑥**多角的に学校を支援する体制を構築します****【施策の必要性】**

学習指導要領の改訂や社会的な要請に基づく教育課題の増加などにより、様々な対応が学校教育に求められています。これらの期待に応えていくためには、地域人材、豊かな知識や経験を有する高齢者、専門性を備えたスタッフ、教員OBなど、多様な外部・専門人材を、学校を支える人員体制として確保することが必要です。こうした人材の量的な拡大に伴い、学校ではその確保に係る負担が大きくなっていくことに加え、外部・専門人材に児童・生徒に対する理解を深めてもらうことなど、学校ならではの資質・能力の向上も重要な課題となっています。

また、国際交流等を進めるためには、新たな交流先の開拓や交流手法についての調整などを、各学校が外国の機関と行うなど教員の専門外の事項への対応も必要となっており、その負担が一層増加しています。

教員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図っていくためには、これまでになかった多面的アプローチが必要です。

1 一般財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携による学校への支援（総務部）**(1) 一般財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携**

ア 教員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図るため、学校をきめ細かくサポートする全国初の多角的支援組織として、令和元年7月1日に一般財団法人東京学校支援機構（TEPRO）を設立した。当財団においては、以下の三つの機能を柱として展開し、学校の実情を踏まえたきめ細かく継続的な支援を実施する。

- (ア) 学校が必要とする人材を開拓・紹介する「人材バンク」を設置し、学校を支えるために必要な研修を行うなど多様な人材を確保する機能
- (イ) 教員の懸案事項を専門家に相談し、法律的知見に基づく助言を受けられる窓口の設置など教員をサポートする機能
- (ウ) 学校施設における小口・緊急修繕工事を包括的に受託するなどの事務センター機能
令和2年度は、当財団との連携による多角的な学校支援及び今後開始を予定する事業の実施準備を行う。

特に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校の臨時休業により新たに必要となる外部人材の確保など、学校から TEPRO へ寄せられる期待に十分に対応できるよう、緊密な連携を図る。